

第13回 総会議事録

1 開催の日時 令和6年6月27日(木) 午後2時00分～午後4時00分

2 開催の場所 松江市役所 西棟5階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第78号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第80号 非農地確認について

議 第81号 松江市農用地利用集積計画の訂正について

議 第82号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第83号 松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第19号 会長専決処分の報告

報告第20号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(16名) 欠席委員(3名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (欠)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (欠)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (欠)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農業企画係主任	山野 洋介
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之	農地係主任主事	井上 雄太
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

会 (議 長)	長	定刻になりました。 それでは、第 13 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、4 番委員、8 番委員、12 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19 名のうち 16 人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。7 番委員、9 番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び井上主任主事にお願いします。
	事務局	それでは、議事にはいります。議第 76 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。 失礼いたします。議第 76 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 2 ページ以降と併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は 10 件 13 筆でいずれも所有権移転です。 はじめに 15 番の案件についてご説明します。申請は菅田町の地目田 2 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利であり、隣地に耕作地があるため一体とした利用が見込める。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に 16 番の案件についてご説明します。申請は西川津町の地目畑 2 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、高齢のため、耕作が出来にくくなったため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅に近く耕作に便利のため。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に 17 番の案件についてご説明いたします。申請は朝酌町の田 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は管理が難しいため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、農地として譲っていただく話をいただいたため。受人の世帯は、トラクター、コンバイン、田植え機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜、花を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に 18 番の案件についてご説明いたします。申請は東津田町の畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲渡人、譲受人との間での境界紛争に伴う民事調停によりです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲渡人、譲受人との間での境界紛争に伴う民事調停によりです。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に 19 番の案件についてご説明いたします。申請は浜乃木五丁目の畑 1 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外に転出するため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、近隣で自作地があり、一体利用が見込まれるため。受人の世帯は、耕運機、草刈機、運搬車等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 次に 20 番の案件についてご説明いたします。申請は鹿島町佐陀本郷の畑 1 筆を贈与

事務局	事務局	するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住のため管理出来ないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、近隣で自作地があり、一体利用が見込まれるため。受人の世帯は、耕運機、草刈機、運搬車等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
		次に21番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町西岩坂の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便、高齢のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、農地として譲っていただく話をいただいたため。受人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
		次に22番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町西岩坂の田1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住のため管理出来ないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅の隣地であり耕作に便利のため。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
		次に23番の案件についてご説明いたします。申請は玉湯町林の田、畑、各1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅の隣地であり耕作に便利のため。受人の世帯は、トラクターなどを組合で所有、草刈機等の農業用機械を自己所有されておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
		次に24番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町宍道の畑1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として取得するため。受人の世帯は、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
議	議長	以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとまとめられます。ご審議の程よろしくお願いします。
14番委員	議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議		事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	議長	それでは無いようでございますので、採決をいたします。議第76号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(なしの声)
議	議長	ご異議なしということですので、議第76号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第77号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局	失礼します。議第77号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の4ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。

事務局	さい。
	初めに、4条4番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の1筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地域外です。転用目的は、貸駐車場です。転用面積は、1493㎡の内162㎡、所要面積も同様の162㎡です。一時転用期間は、許可日から令和11年7月31日までです。事業計画ですが、近隣の黄泉比良坂への来訪者数が増加したことから、来訪者用の臨時駐車場として活用してもらうため、整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 最後に、4条5番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地域外です。転用目的は、墓地です。転用面積は、9.99㎡、所要面積も同様の9.99㎡です。事業計画ですが、現在裏山にある墓地の管理が高齢となり難しくなってきたため、自宅前に新設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
14番委員	事務局から説明があったとおりいずれの案件も許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
5番委員	4条4番について恒久転用ではなく一時転用となっている理由を教えてください。
事務局	一時転用期間中の来訪者数をみて恒久転用するか検討するため5年間の一時転用とされています。
5番委員	そもそも一時転用から恒久転用への切り替えができるものか。
事務局	許可条件の農地復元をどのように扱うかは相談ですが、改めて許可を受けて恒久転用することは可能です。
議長	ほかにごいませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第77号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第77号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第77号は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議題78号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼します。議第78号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の6ページと併せて事業計画変更説明資料の5ページをご覧ください。
	5条事業計画変更4番についてご説明いたします。本案件は、令和3年5月10日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は西谷町の1筆で、●●●●工事に伴う現場事務用地として令和6年6月30日まで申請地の一時

事	務	局	転用を許可していましたが、事業期間延長に伴い一時転用期間を延長するため事業計画変更申請が提出されたものです。 以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議		長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1	4	番 委 員	事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。
議		長	ありがとうございました。それではこれより審議にはいります。ただいまの事務局の説明と現地調査班からの報告につきましてご意見ご質問はございませんか。 (なしの声)
議		長	ないようですので、採決をいたします。議題78号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第78号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議		長	ご異議なしということですので、議第78号は、原案のとおり承認することに決めます。次に、議題79号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	失礼します。議第79号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。なお、議第79号番号20は、11番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思います。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。
議		長	事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第79号番号20の案件について、先議したいと思います。そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、番号20について、11番委員はこの議事の間、退室願います。 (11番委員が退室後)
議		長	それでは、議第79号番号20の案件について、事務局より説明願います。
事	務	局	失礼します。議第79号番号20の案件について説明いたします。議案の8ページと併せて、農地法第5条の説明資料の7ページをご覧ください。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町南講武の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和6年6月5日付けで農振除外済みです。転用目的は、駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で、集落接続に該当します。転用面積は495㎡、所要面積も同様の495㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地をパソコン教室利用者の駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
議		長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1	4	番 委 員	事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。
議		長	ありがとうございました。それではこれより審議にはいります。ただいまの事務局の説明と現地調査班からの報告につきましてご意見ご質問はございませんか。 (なしの声)
議		長	ないようですので、採決をいたします。島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、議第79号番号20について採決いたします。議第79号番号20について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

議 議 事 務 局	長	(異議なしの声)
		ご異議なしということですので、議第 79 号番号 20 は原案のとおり許可相当であると確認することに決します。それでは、11 番委員の除斥を解きます。
	長	(11 番委員が入室後)
		それでは、議第 79 号番号 20 以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明願います。
	局	失礼します。議第 79 号番号 20 以外の案件について説明いたします。議案の 8 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 7 ページをご覧ください。 初めに、5 条 19 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 B 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は進入路です。転用面積は 49 m ² 、所要面積も同様の 49 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を進入路とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 21 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の 6 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 6 年 6 月 5 日付けで農振除外済みです。転用目的は建売住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で、集落接続に該当します。転用面積は 3,845 m ² 、所要面積は隣接する公衆用道路と合わせて 4,111.74 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、建売住宅 16 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 22 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の 3 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建築条件付売買予定地として宅地 7 区画を造成するものです。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で、集落接続に該当します。転用面積は 2,032 m ² 、所要面積も同様の 2,032 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を建築条件付売買予定地として宅地造成するものです。土地購入者が建設業者と建築請負契約を結ぶことを条件に、土地売買契約を結び、住宅建設されます。現地は造成済であり、追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に、5 条 23 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町湯町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、鉄道の駅からおおむね 300 メートル以内であることから、第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場です。転用面積は 863 m ² の内 643 m ² 、所要面積も同様の 643 m ² です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に 5 条 24 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町入江の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしまし

事務局		た。土地利用計画との調整ですが、令和6年6月5日付けで農振除外済みです。転用目的は、駐車場及び倉庫の設置です。転用面積は117㎡、所要面積も同様の117㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を駐車場として整備して、プレハブ倉庫1棟を設置するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 次に5条25番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大野町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は591㎡、所要面積も同様の591㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和7年4月30日までです。事業計画ですが、島根県発注の●●●●工事に伴い、資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 最後に5条26番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町内馬の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は474㎡、所要面積は実測値で471.39㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備して個人住宅1棟を建設するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	14番委員長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 事務局から説明があったとおりいずれの案件も許可相当と判断しました。 ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議長	議長	ないようでございますので、採決いたします。議第79号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号19、23から26について採決いたします。議第79号のうち、番号19、23から26について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	議長	ご異議なしということですので、議第79号のうち、番号19、23から26は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第79号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号21、22について採決いたします。議第79号のうち、番号21、22について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	議長	ご異議なしということですので、議第79号のうち、番号21、22は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。次に議第80号「非農地確認について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局	それでは、議第80号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案13ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非

事	務	局	農地証明願いは4件5筆です。 初めに36番について説明します。土地の所在は、宍道町上来待その他区域、農用地区域外の田1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道海潮宍道線と林道小坪谷線の交点から北東に約500メートル進んだ地点の南東約20メートルに位置しており、昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。 次に37番について説明します。土地の所在は、宍道町上来待その他区域、農用地区域外の田1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道海潮宍道線と市道小林・前田線の交点から南に約100メートル進んだ地点の東約100メートルに位置しており、昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。なお、図面については、山林2筆と境界が確定していないため、山林2筆と一緒にしたところを図示しています。 次に38番について説明します。土地の所在は、鹿島町南講武のその他区域、農用地区域外の畑1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道南講武家前線と市道守谷1号線の交点から南に約300メートル進んだ地点の西約10メートルに位置しており、昭和59年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。 最後に39番について説明します。土地の所在は、鹿島町南講武のその他区域、農用地区域外の畑1筆、田1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道南講武家前線と市道守谷1号線の交点から南に約300メートル進んだ地点の西約10メートルに位置しており、昭和59年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況である。
議	長	長	以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議	長	長	ないようでございますので、採決いたします。議80号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	長	ご異議なしということですので、議第80号は、原案のとおり確認することに決めます。次に議第81号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	議第81号、松江市農用地利用集積計画の訂正について、ご説明いたします。議案の15ページをご覧ください。この利用権設定は令和6年4月の総会において決定し、4月30日付けで公告したものです。農用地利用集積計画につきましては、しまね農業振興公社の事前の確認を得て本委員会でご審議いただいておりますが、本件は書類不備のため確認を得ていないものを誤って計画に記載しておりました。公告後、公社の指摘により発覚したもので、必要な手続きを経ていないため、4月に決定済みの計画から本件を削除し、訂正するものです。なお、本件はすでに公社に必要な書類を提出、確

事務局	局長	認を得ており、次議案の農用地利用集積計画に追加しております。以上、ご審議お願いします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 81 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 81 号は、原案のとおり決定することに決めます。次に議第 82 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	局長	議第 82 号、松江市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。なお、議第 82 号の所 1 番は 2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思えます。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思えます。
議	長	事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第 82 号の所 1 番の案件について、先議したいと思えます。そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、所 1 番について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。
		(2 番委員の退室後)
議	局長	それでは、議第 82 号の「所 1 番」の案件について、事務局より説明願います。
事務局	局長	議第 82 号、松江市農用地利用集積計画の決定についての、所 1 番についてご説明いたします。所有権移転について、18 ページをご覧ください。所 1 番は生馬地区の案件です。譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大の要望があったため所有権移転するものです。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 82 号の「所 1 番」の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 82 号の「所 1 番」の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、2 番委員の除斥を解きます。
		(2 番委員が入室後)
事務局	局長	議第 82 号、松江市農用地利用集積計画の決定についての、所 1 番以外についてご説明いたします。所有権移転について 18 ページをご覧ください。所 2 番から所 3 番は生馬地区の案件です。2 件とも譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大の要望があったため所有権移転するものです。議案の 19 ページをご覧ください。相対契約について、利 1 番は島根地区、更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 2,818 m ² 、畑 0 m ² 、計 2,818 m ² です。議案の 21 ページをご覧ください。転貸契約について、転 1 番は秋鹿地区、更新案件です。転 2 番・転 3 番は生馬地区、転 2 番は更新案件、転 3 番は新規案件です。転 4 番・転 5 番は朝酌地区、新規案件です。転 6 番は竹矢地区、更新案件です。転 7 番・転 8 番は東出雲地区、新規案件です。

事	務	局	転 9 番は玉湯地区、新規案件です。転 10 番は古江地区、圃場整備事業で公社と契約するものです。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 19,709 m²、畑 4,657 m²、計 24,366 m²です。 以上、ご審議お願いします。
議		長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議		長	ないようでございますので、採決いたします。議第 82 号の所 1 番以外の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議		長	ご異議なしということですので、議第 82 号の所 1 番以外の案件は、原案のとおり決定することに決します。次に議第 83 号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事	務	局	失礼します。農議第 83 号松江農業振興地域整備計画の変更（一般管理）について、ご説明をいたします。一般管理は年 2 回の 4 月と 10 月に申し出を受け付け農用地区域から除外する手続きのことです。この度、ご審議頂きますのは、令和 6 年 4 月受付の案件でございます。 初めに、資料 1 松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）1 ページをご覧ください。こちらには、変更の理由及び変更の概要を表示し、農地面積の単位はアールを用いています。真ん中の表をご覧ください。左から順に変更理由を記入しており、今回は工場事務所等用地で、畑が 38 アール除外されます。次に、一般住宅の理由で、田が 8 アール、畑が 3 アール除外されます。最後に、その他の理由で 1 アール除外され、除外される総面積は 50 アールとなります。 次に 2 ページをご覧ください。こちらは、農用地利用計画の数値の増減を表しており、現況の農地は 50 アール減少し、その内訳は田がマイナス 9 アール、畑がマイナス 41 アールとなっています。その他、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地に変更はありません。 次に 3 ページをご覧ください。こちらは、整理番号ごとに、左から変更理由、地番、面積、土地の所有者、事業計画者、除外の理由、転用の確実性について説明しています。転用の確実性ですが、許可条項と農地区分の 2 つを表示しておりまして、農地区分の数字は農地の種別を表しております。1 という数字は、1 種農地を表しており、整理番号では、1、2、6 番の申出地が 1 種農地に該当します。1 種農地については、原則不許可となりますが、農振法施行規則第 33 条第 4 号の集落接続の要件を満たしているため、転用見込みがあります。 次に、4 ページをご覧ください。こちらは、この度の申出が、農振法第 13 条第 2 項の 6 つの要件に該当することを整理した確認票になります。要件の 1 つ目は農用地以外に代替地がなく緊急性があること。2 つ目は地域の地域計画に支障を及ぼさない事。3 つ目は周辺農地の集団化・農作業の効率化を妨げない事。4 つ目は地域の担い手の営農に支障を及ぼさない事。5 つ目は農道や水路などの法第 3 条第 3 号の各施設に影響がない事。6 つ目は土地改良事業が行われて 8 年以上経過した土地であること。以上、すべての要件をみたしていることを確認し、表に示しております。 続きまして、資料 2 の松江農業振興地域整備計画変更理由書付図（案）をご覧ください。こちらの資料は航空写真と事業計画図をセットしています。

事	務	局	整理番号 1 の目的は墓地の移転建設です。赤枠が除外を審議する土地で、黄色が自宅になります。現在の墓地が山中にあり、今後は高齢になり墓地の管理ができなくなります。そのため、管理がしやすい自宅敷地の隣に移転を計画しました。墓地の建設には周辺住民の同意が必要で、申出地では近隣住民への影響も少なく、申出地以外に他に代替地はないと考えます。 整理番号 2 の目的は長屋住宅の新築です。近年、八雲町は道路の整備も進み人口が増えており、申出地付近の賃貸アパートは満室で、賃貸住宅が不足しており、この度の事業計画に至りました。開発地を選定するうえで、共働き世帯を対象としているため、保育園近隣から検討し申出地を選定しており、他に代替地はないと考えます。 整理番号 3 の目的は建設資材ストックヤードの拡充です。申出地の一部を一時転用で、建設資材のストックヤードとして利用していましたが、取り扱う資材の種類や数量が増えており、恒久転用へ切り替えて敷地を拡充する必要性が生じました。本社が平成町の企業団地にあり、候補地として、団地敷地内で検討しましたが、十分なスペースを確保できる敷地はなく、本社の近隣で検討した結果、面積や移動時間などが適した土地は、申出地以外になく、他に代替地はないと考えます。 整理番号 4 の目的は中型事業用車、大型事業用車の駐車場の増設及び当該車両の進入路の確保です。赤枠が除外を審議する土地で、黄色の非農地は、現在、事務所として利用していますが、事業拡大により、中型及び大型事業用車両を増大する必要性があり、現在の敷地のみでは手狭のため、申出地を駐車場及び通路にしたいと考えています。事務所の隣接地を拡張することで、荷物の積み下ろしなどを効率的に行うことができ、申出地以外に他に代替地はないと考えます。 整理番号 5 の目的は大型貨物自動車の駐車場の拡充です。赤枠が除外を審議する土地で、青枠がすでに除外済みの農地で、黄色枠が事務所となっています。この度の申請は、赤枠と青枠の農地を一体的に使用する計画です。事業拡大に伴い、事業計画者は大型貨物自動車を増大したいと考えていますが、現在の敷地のみでは手狭であり、敷地拡張が必要です。申出地は、事務所に隣接し、道路に接しており、申出地以外に他に代替地はないと考えます。 整理番号 6 の目的は分家住宅の建築です。赤枠が除外を審議する土地で、黄色枠が本家となっています。事業計画者は現在大阪に暮らしていますが、昨年母親が亡くなり、父親 1 人となったため松江に戻る予定です。現在の本家は老朽化し、階段も急であるため、高齢の父親と暮らすには不向きで、新しく住宅を検討するに至りました。本家近くには、農地があり、引きつづき農地の管理も行うため、本家付近で検討しており、申出地以外の代替地はないと考えます。
議		長	これらの申出について、松江市農政課としましては、農用地区域の変更に関する法的基準を全て満たしていると判断しております。
1	1	番 委 員	説明の方は以上になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議		長	対象農地につきましては、6 月 5 日午前に議席番号 2 桁の委員で、現地調査が行われております。班の代表者から報告をお願いします。
1	1	番 委 員	事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。
議		長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
議		長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。議第 83 号の案件は、原案のとおり同

議	長	意することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 83 号の案件は、原案のとおり同意することに決します。次に、報告に入ります。報告第 19 号「会長専決処分の報告」及び報告第 20 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事	務	(報告)
議	局 長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第 13 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。